

○和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月20日条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障がい者手帳」という。）を所持する者のうち、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの
- (2) 規則で定める判定機関（以下「判定機関」という。）において知的障がいの程度が重度であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障がい者保健福祉手帳」という。）を所持する者のうち、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当するもの
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障がいの程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表において1級の第9号に該当するもの（その障がいの程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障がいの程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3において1級の第9号に該当するもの
- (5) 身体障がい者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障がいの程度が中度であると判定された者

2 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保

険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）

又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 廃止前の和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）の規定により医療証の交付を受けている者

(5) 和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号）又は和泉市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年和泉市条例第22号）の規定により医療証の交付を受けている者

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者を除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

（所得制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額を超える者は、対象者としない。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間は、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

4 第1項の規定による所得に関し、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合に同項の規定により規則で定める額を超えないこととなるときは、同項の規定は、適用しない。

（助成の範囲）

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われ

た場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次条の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき及び市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の申請）

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

（助成の適用）

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。

2 前条第1項の規定による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障がい者手帳を交付された者にあつては身体障がい者手帳の交付日、知的障がいの程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障がい者保健福祉手帳を交付された者にあつては精神障がい者保健福祉手帳の交付日、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を交付された者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

（医療証の提示）

第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府内に所在する医療機関において、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第8条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 この条例の規定による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の施行期日を定める規則（昭和48年規則第31号）により、昭和49年1月1日から施行)

附 則（昭和57年条例第29号）抄

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第7号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第9号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（第6条の規定を除く。）による改正後の和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例、和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成10年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第19号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 3 この条例による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第27号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中和泉市老人医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定及び第2条中和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第31号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（重度障がい者医療費の助成に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（以下「重度障がい者医療条例」という。）の規定については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

2 重度障がい者医療条例第2条第3項に規定する対象者については、同項に規定する障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所した際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していたと認める市町村の対象者について適用し、当該施設に入所した際他の市町村の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

3 重度障がい者医療条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

4 重度障がい者医療条例第4条、第8条、第11条及び第12条の規定による手続その他の必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

5 この条例の施行の際現に第5条の規定による廃止前の和泉市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療条例」という。）第6条の規定により医療証の交付を受けている者のうち、施行日において重度障がい者医療条例第2条第1項に規定する対象者となる者は、施行日に重度障がい者医療条例第4条第1項の規定による申請を行ったものとみなす。

○和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年12月28日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(判定機関)

第3条 条例第2条第1項第2号の判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医

(所得の額)

第4条 条例第2条の2第1項に規定する規則で定める所得の額は、対象者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは、4,621,000円とし、扶養親族等があるときは、4,621,000円に当該扶養親族等1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。）を加算した額とする。

(所得の範囲)

第5条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは「条例第2条の2第1項」と読み替える。

(所得の額の計算方法)

第6条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は、国民年金法施行令第6条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは「条例第2条の2第1項」と読み替える。

(所得の額の計算方法の特例)

第7条 条例第2条の2第4項の規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法（昭和25年法律第226号）第314

条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるときは、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と200万円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるときは、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後にその者が受けた医療に係る医療費につい

ては、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と200万円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

- (1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうちに条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき、その金額の合計額
- (2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額
（一部自己負担額）

第8条 条例第3条に規定する一部自己負担額は、健康保険法第63条第3項第1項に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 3 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 4 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超える場合は、当該合算した額から3,000円を控除した額を助成する。
- 5 前項の助成を受けようとする者は、医療費助成一部自己負担額償還申請書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りでない。

（助成の方法の特例）

第9条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により対象者（条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）。
 - (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要な理由があると認めるとき。
- 2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度障が

い者医療費支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りでない。

- 3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、対象者が和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）に規定する被保険者である者はこの限りでない。

（医療証の申請）

第10条 条例第4条の規定による申請は、重度障がい者医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく特定疾病療養費制度を受けている者は、特定疾病療養受療証
- (3) 国の公費負担医療制度を受けている者は、当該公費負担医療制度に係る受給者証
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その資格を審査し、重度障がい者医療証（様式第4号。以下「医療証」という。）を交付する。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日とする。

4 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期間が満了したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の更新申請）

第11条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、重度障がい者医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第3号）に前条第1項各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、条例第4条第2項の規定を準用する。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、更新の申請を待たずに、引き続き対象者となる要件に該当することを確認した場合には、医療証を交付することができる。

（医療証の再交付申請）

第12条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、重度障がい者医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第3号）により市長に提出して、再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。

（氏名等変更の届出）

第13条 条例第8条第1項に規定する規則で定める事項に変更があったときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 氏名を変更したとき。

- (2) 市の区域において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合等に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合等の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき。
- (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号に変更を生じたとき。
- (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。
- (7) 条例第2条第1項第1号、3号又は第4号に該当する対象者の障がいの程度に変更を生じたとき。
- (8) 条例第2条第1項第2号又は第5号に該当する対象者の知的障がいの程度に変更を生じたとき。
- (9) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第8条第1項の届出は、重度障がい者医療受給資格（変更・喪失）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（死亡の届出）

第14条 条例第8条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出るものとする。

- (1) 氏名
- (2) 死亡した年月日
- (3) 医療証の受給者番号

2 前条第2項の規定は、条例第8条第2項の規定による届出について準用する。

（医療証の添付）

第15条 第11条及び第12条の規定による申請並びに第13条の規定による届出（同条第1項第3号から第5号までの届出を除く。）には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

（損害賠償を受け得る場合の届出）

第16条 受給者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を記載した第三者行為による傷病届（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第17条 市長は、この規則の規定による申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別な事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条に規定する児童相談所、精神薄弱者更生相談所その他の機関又は精神科の専門の医師において次の各号の一の受給資格の認定を受けている者について、その者から昭和49年3月31日までに条例第5条の規定による申請があった場合には、その者の精神薄弱の程度についての判定は、当該児童相談所又は精神薄弱者更生相談所においてなされたものとみなす。

(1) 特別児童扶養手当法（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当

(2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害福祉年金

(3) 大阪府が実施する大阪府重度障害者（児）給付金支給制度に基づく大阪府重度障害者（児）給付金

3 前項による判定の有効期間は、別に定める。

附 則（昭和55年規則第19号）

この規則は、昭和55年10月25日から施行する。

附 則（昭和60年規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年規則第7号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第18号）

この規則中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第25号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第19号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第36号）抄

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

2 第1条から第6条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市事務分掌規則及び和泉市役所和泉シティプラザ出張所規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第44号）

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年1月4日から適用する。

附 則（平成24年規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定は、平成23年以後の年の所得の額の計算について適用し、平成22年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成30年規則第4号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の際この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による申請書その他の書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

(重度障がい者医療費の助成に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「重度障がい者医療規則」という。）の規定については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

2 重度障がい者医療規則第9条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

3 重度障がい者医療規則第10条から第13条までの規定による手続その他の必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

様式第1号（第8条関係）

医療費助成一部自己負担額償還申請書			
			年 月 日
和泉市長 へ			
下記のとおり、 年 月に医療機関に支払った一部自己負担額の償還を申請します。 なお、支給の際は、下記口座へ振り込んでください。			
重度障がい者医療 ・ 老人医療 ・ 障害者医療 ・ ひとり親家庭医療 ・ こども医療			
申請者	住所		
	フリガナ氏名	電話() -	
受給者	住所		
	フリガナ氏名		
	受給者番号	生年月日	年 月 日
支払った一部自己負担額の合計			円
償還を受ける額			円
振込先	金融機関名		支店名
	銀行・信組 農協・信金		本店・支店 出張所
	口座種別・口座番号		口座名義人（フリガナ）
	普通・当座・その他（ ）		
(市町村使用欄)			

様式第2号 (第9条関係)

重度障がい者医療費支給申請書			
			年 月 日
和泉市長 あて			
住所			
申請者			
氏 名			㊟ 受給者との続柄()
電 話 ()			-
下記のとおり、重度障がい者医療費の支給を申請します。			
受給者番号		保 険 者 名	
フリガナ 氏 名		被保険者証の 記号番号	
生 年 月 日	年 月 日	附 加 給 付	有 ・ 無
診 療 区 分	医・歯・調・入院・その他	診 療 年 月	年 月 実日数()日
医 療 機 関	所在地		
	名 称		
振 込 先	金融機関名		支店名
	銀行・信組 農協・信金		本店 支店 出張所
	口座種別・口座番号		口座名義人(フリガナ)
	普通・当座・その他()		
(市記入欄)			
診療点数	受給者支払額	一部自己負担額	助成額
点	円	円	円
			申 年 月 日 異 年 月 日

(注) 医療機関の領収書等を添えてください。

様式第3号(第10条、第11条、第12条関係)

年 月 日

重度障がい者医療証(交付・更新・再交付)申請書

受給者番号					
発行事由		1. 新規 2. 転入 3. 生活保護の廃止 4. 保険加入 5. 資格復活 6. 紛失 7. 盗難 8. 破損 9. その他()			
①受給者氏名		性別	生年月日		
		男・女	年 月 日		
加入 保険	保険種別	協 組 日 船 共 国 国組 自 特定 後期			
	保険者名			保険者番号	
	被保険者名			受給者との 続柄	
	記号			番号	
保 護 者 (後見人 親権者)	住所		TEL		
	氏名		生年月日	年 月 日	受給者との続柄
根 拠 と な る も の	重度障がい者	身体	級		年 月 日発行 第 号
		療育	A・B1		年 月 日発行 第 号
		精神	1 級		年 月 日発行 第 号
	特定医療費(指定難病)受給者証 又は特定疾患医療受給者証		有効期限		年 月 日
			有効期限		年 月 日
			障がい年金	有期	年 月 日
			特児	有期	年 月 日

和泉市長 あて

上記のとおり、医療証の(交付・更新・再交付)申請をします。

なお、申請に当たり公簿により所得等の確認をされることを承諾します。

年 月 日

申請者 住所
(保護者) 氏名 (印) 受給者との続柄()
電話番号() ー

様式第4号(第10条関係)

(表)

重 度 障 が い 者 医 療 証									
公費負担者番号	8	0	2	7	0	2	0	0	0
受給者番号									
対 象 者	住 所								
	氏 名								
	生年月日	年	月	日					
有 効 期 間	年 月 日から		年 月 日まで						
発 行 機 関 名 及 び 印	大阪府 和泉市長								印
交 付 年 月 日	年 月 日								

この証は、大阪府以外では使えません。

(裏)

ご 注 意

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この証は、本人以外では使えません。
- 3 診療などをお受けになるときは、健康保険証にこの証を添えて、医療機関の窓口へ必ずご提出ください。
- 4 対象者としての資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、この証は使えなくなりますので、すみやかにお返してください。
- 5 氏名・住所または加入健康保険等に変更があったときは、その旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚して使えなくなったり、またはなくしたときは再交付を受けてください。
- 7 他の法令等により公費負担を受けることができる場合は、その公費負担を優先的に受けてください。

様式第6号(第16条関係)


第三者行為による傷病届

重度障がい者医療 対象者番号				健康 保険 証	保険者名	
被 保 険 者 (被 害 者)		フリガナ 氏 名 年 月 日生(歳)			保険者番号	
					記号	
					番号	
第 三 者	本 人	住 所		電 話		
		フリガナ 氏 名				年 月 日生
	使 用 者	住 所 名 称 代表者名		電 話		
事 故 の 状 況	発 生 日 時	年 月 日		午前	時 分頃	
	発 生 場 所					
	原因・状況					
診 療 関 係	傷 病 名		初診日	年 月 日		
	治癒までの 見込み	入院	日	通院	日	費用 円
	保険医療機関	住 所 名 称	電 話			
損 害 賠 償 関 係	示談等の交渉状況					
	自 賠 責 保 険	保 険 会 社 名		電 話		担当者
		契 約 者 名			証 明 書 番 号	
		保 有 者	住 所 氏 名			
	任 意 保 険	保 険 会 社	住 所 名 称			電 話
		証 券 番 号		保 険 期 間		担 当 者
重度障がい者医療証使用の有無		有(年 月 日から)・無				

和泉市長あて

上記のとおり、届出をします。

年 月 日

届出者 住所
(保護者) 氏名 
電話

(注) 被保険者が未成年者の場合は、親権者又は世帯主が届け出てください。